

再審訴状

2024年7月17日

最高裁判所 御中

再審原告ら訴訟代理人

弁 護 士 近 藤 博 徳

弁 護 士 椎 名 基 晴

弁 護 士 仲 晃 生

弁 護 士 仲 尾 育 哉

当事者の表示 別紙「当事者目録」記載のとおり

再審請求事件

貼用印紙代 2万円

上記当事者に係る最高裁判所令和6年(行ナ)第2号再審の訴え事件(対象事件:最高裁判所令和5年(行ナ)第86号(令和5年12月4日決定))について、令和6年6月17日に言い渡され、同年6月18日に確定した終局判決に対して再審の訴えを提起する。

第1 不服申し立てにかかる判決の表示

第1 主文

- 1 本件申立てを棄却する。
- 2 申立て費用は申立人らの負担とする。

第2 理由

本件申立てについては、上記対象事件の決定に所論の民訴法第338条1項所定の再審事由があるものとは認められない。

第2 再審の趣旨

再審を開始するとの裁判を求める。

第3 再審の理由

1 本件の概要

本件は、日本国籍を本人の意思に反して喪失させることが憲法上許されるのか、許されるとしたらどのような場合であるのかなど、最高裁判所大法廷がいまだ判断を示していない憲法上の重要な諸問題を争点として本件の原告らが上告をしたところ、最高裁判所第一小法廷が5名の裁判官の全員一致で具体的な理由を示すことなく調書による棄却決定をしたことから（最高裁判所令和5年9月28日決定、令和5年（行ツ）第180号）、上告人ら（本件の原告ら）が、第一小法廷限りで具体的で明確な理由も示すことなく棄却決定したことは民訴法第338条1項第1号（「法律に従って判決裁判所を構成しなかったこと。」）及び9号（「判決に影響を及ぼすべき重要な事項について判断の遺脱があったこと。」）にあたるとして再審の訴えを提起したが（令和5年（行ナ）第86号。以下「第1再審の訴え」という。）、この再審の訴えも第一小法廷が担当して、上告棄却決定に賛成した4名の裁判官（1名は定年退官していた。）の全員一致で具体的で明

確な理由を示すことなくまたも調書による棄却決定をしたため、原告らが、第一小法廷において担当裁判官の全員が対象事件に関与していたにもかかわらず再審の訴えを担当したことにより公平公正な裁判を受ける権利等が侵害されたとして、憲法31条及び32条、98条2項及び自由権規約14条1項第2文並びに民訴法第338条1項第1号及び第2号に基づき、再審の訴えについてさらなる再審を求めて提訴したところ（令和6年（行ナ）第2号。以下「第2再審の訴え」という。）、またしても第一小法廷が再審の訴えを担当して訴えが調書により棄却されたため、公平公正な裁判を受ける権利等が侵害されたとして、憲法31条及び32条、98条2項及び自由権規約14条1項第2文並びに民訴法第338条1項第1号及び第2号に基づき、さらなる再審を求めて提訴したという事案である。

本件では、裁判官の構成が同一あるいはほぼ同じままの裁判体が自らが直近になした判断についての再審の訴えを担当することは、お手盛りのおごりな判断を招くものであり、あるいは少なくともそのおそれが通常人の目から見て懸念されるものであることから、再審制度の趣旨や「公平な裁判所」による裁判を受ける権利の保障の観点から許されないのではないかが争点となる。

2 民訴法第338条1項第1号及び第2号違反

（1）再審制度の趣旨：裁判への信頼の保持と当事者の権利保護

再審の制度は、確定判決に重大な瑕疵があった場合にその効力を存続させることは裁判への信頼を保持するうえからも、また当事者の権利保護のうえからも好ましくないために設けられたもので（秋山幹男、伊藤眞他、「コンメンタール民事訴訟法Ⅶ」3ページ）、適正手続保障（憲法31条）及び公正な裁判を受ける権利の保障（憲法32条）に由来する。

また、日本政府が自由権規約を批准し、同規約が昭和54年（1979年）に日本においても発効したことにより、再審手続は、同規約第14条1項第2文が

定める公平な裁判所による公正な審理を保障してなされるべきものとなった（憲法98条2項）。

（2）自由権規約の「公平な裁判所」による裁判を受ける権利の侵害

自由権規約第14条1項第2文が保障する「公平な裁判所」（外務省訳）の英語原文は「impartial tribunal」である。

同文で「tribunal（裁判所）」に必須の要件として明示されている「impartial（公平な）」とは、「議論に関与するいずれの側をも支持しないこと」（not supporting any of the sides involved in an argument. Cambridge Advanced Learner's Dictionary & Thesaurus）、「特定の状況に巻き込まれておらず、それゆえ公正な意見や助言を与えることができる」（not involved in a particular situation, and therefore able to give a fair opinion or piece of advice. Longman Dictionary of Contemporary English）ことを意味する。「impartial」がこのように第三者性を前提とすることは、「impartial」を「すべてのライバルや紛争当事者を平等に扱うこと」（treating all rivals or disputants equally. Oxford Dictionary of English 2nd edition）とする説明にも表れているほか、「公平な（impartial）者は、特定の状況に直接巻き込まれておらず、それゆえにその状況についての公正な（fair）意見や決定を与えることができる」（"Someone who is impartial is not directly involved in a particular situation, and is therefore able to give a fair opinion or decision about it." Collins COBUILD Advanced Learner's Dictionary.）とも説明される。

このように、「公平な裁判所」つまり紛争との関係で第三者である裁判所こそが、公正な決定を下すことができるのであり、自由権規約はかかる意味での「公平な裁判所」による裁判をすべての人に対して保障している。

すなわち、ある裁判所・裁判体（tribunal）が行った判断の憲法適合性や法適合性が検討の対象となる場合、当該裁判所・裁判体（tribunal）は、対象となる事件に直接巻き込まれて第三者性を欠いており、「議論に関与するいずれの側をも支

持しないこと」が原理上不可能であるから、自由権規約が保障する「公平な裁判所」にはなり得ない。

そこで本件が対象事件とする第2再審の訴え（令和6年（行ナ）第2号）の判断主体をみると、その対象事件である第1再審の訴え（令和5年（行ナ）86号）を調書により全員一致で棄却決定をした裁判体（tribunal）である第一小法廷が、当該棄却決定を対象とする第2再審の訴えを担当している。第一小法廷は対象事件である第1再審の訴えに直接巻き込まれている裁判体であり第三者性を欠いているのだから、同小法廷は第2再審の訴えにおいて「議論に関与するいずれの側をも支持しないこと」が原理上不可能な裁判体である。したがって、第一小法廷は、第2再審の訴えにおいて、自由権規約第14条1項第2文が保障する「公平な裁判所」となり得ない。

ゆえに、第2再審の訴えを第一小法廷が担当したこと、及び最高裁判所が第2再審の訴えを第一小法廷に担当させたことは、憲法98条2項及び自由権規約第14条1項に違反するとともに、適正手続を保障する憲法31条及び32条に違反するので、憲法に従って判決裁判所を構成しなかったものとして民訴法第338条1項第1号の再審の事由に該当する。同時に、「法律により判決に関与することができない裁判官が判決に関与したこと」にあたるので、民訴法第338条1項第2号の再審事由にも該当する。

よって、本件では再審の開始が決定されなくてはならない。

なお、この点について最高裁判所は、第2再審の訴えを担当した第一小法廷の裁判官5名のうち、第1再審の訴えの全員一致による棄却決定に関与したのは4名のみであり、1名は同決定後に着任した者であるから、第2再審の訴えを担当した当時の第一小法廷は第1再審の訴えに完全には巻き込まれておらず、第2再審の訴えにおいて「議論に関与するいずれの側をも支持しないこと」が原理上不可能な裁判体であったということとはできない、と主張するのかもしれない。

しかし、第2再審の訴えを担当した時点での第一小法廷は、同訴えについてい

かなる判断を下したとしても、裁判官5名のうち4名は確実に「議論に参与するいずれの側」かを支持することが避けられない裁判体であった。しかも、最高裁判所裁判事務処理規則によれば、小法廷が審理及び判断をするには3名の裁判官の出席が必要であるから（2条2項）、第2再審の訴えを担当した時点の第一小法廷は、対象事件（第1再審の訴え）の判断に巻き込まれていない者のみでは審理することも判断することも不可能な構成であった。このような第一小法廷について、第1再審の訴えに完全には巻き込まれておらず、第2再審の訴えにおいて「議論に参与するいずれの側をも支持しないこと」が原理上不可能な裁判体であったということはできないなどとする主張は、「公平な裁判所」の保障をないがしろにする詭弁であるとの誹りを免れない。

（3）民訴法第23条1項第6号違反

民訴法第23条1項第6号が、裁判官が不服を申し立てられた前審の裁判に関与したことを除斥原因としていることとの関係も問題である。

これについては、大審院が、不服を申し立てられた確定裁判に関与した判事が再審の訴えに関与しても前審の裁判に関与したものとはいえないとしたことを基礎に、同号の「前審」とは当該事件について直接または間接に下級審のなした裁判を指すとして、対象事件を担当したのと同じの裁判体に再審の訴えを担当させてもかまわないとする考えが想定されるのかもしれない（大審院昭和18年6月22日判決、大審院民集22巻14号551頁、最高裁判所第二小法廷昭和39年9月4日判決、最高裁判所裁判集民事75号175頁参照）。

しかし、上記の大審院昭和18年6月22日判決の事案は、対象事件の担当裁判官3名のうちの1名が、再審の訴えの担当裁判官3名のうち1名であったというものである。本件のように、対象事件（第1再審の訴え）の担当裁判官4名全員が、再審の訴え（第2再審の訴え）の担当裁判官5名に含まれており、しかも対象事件において担当裁判官4名は調書により全員一致で棄却決定をしていたという極端な場合に、大審院18年6月22日判決の示した解釈をそのまま用い

るのは無理があり、適切でない。

そもそも大審院の上記判断は、基本的人権という考え方がなく、裁判を受ける権利（明治憲法24条）を含めて国民（臣民）の権利は法律の範囲内で保障されるに過ぎないとする旧憲法下でなされたものである。基本的人権の尊重を基本原理とする現憲法下で、しかも上記のとおり自由権規約を批准した後のわが国において、条文解釈の基礎としてそのまま通用させるべきものではない。現憲法施行からすでに78年目に入り、まして自由権規約の日本における発効から25年近くが経過した21世紀の今日において、不服を申し立てられた対象事件に関与した裁判官がその再審の訴えに関与することは、「前審」の裁判に関与したものとして除斥事由となると解されねばならない。

そこで本件をみると、第2再審の訴えの判断には、その対象事件（第1再審の訴え）の棄却決定（「前審の裁判」）に関与したため民訴法第23条1項第6号により除斥されるべき裁判官4名が関与しているから、「法律により判決に関与することができない裁判官が判決に関与した」として、民訴法第338条1項第2号の再審事由に該当する。

よって、本件では、この観点からも再審の開始が決定されなくてはならない。

（4）民訴法第23条1項第1号違反

ここで仮に、民訴法第23条1項第6号の「前審」の解釈について再審の対象事件の審理は含まないとする大審院の判断を踏襲するとしても、対象事件を担当した裁判官がその再審の訴えを担当することは、民訴法第23条1項第1号の除斥事由に当たり、許されない。

なぜなら、再審の訴えは、対象事件の裁判体の構成や審理判断に誤り等の再審事由があることを理由として対象事件の審理のやり直しを求めるものであるから、対象事件を担当した裁判官は、やり直しを求められる審理判断を行った主体であり、訴訟法上の原告・被告の立場にはないものの、再審事由の存在または不存在を基礎づける事実行為を直接行った者であるという点で「事件の当事者」に

他ならないからである。

まして、上述のとおり「公平な裁判所 (impartial tribunal)」による裁判を保障する自由権規約が日本において発効しているのであるから、対象事件に関与した裁判官は再審の訴えにおいては「事件の当事者」であり、対象事件に関与した裁判官は再審の訴えを担当することは「裁判所」の「公平性」を損なうものとして第1号の除斥事由となるというべきである。

そこで本件をみると、第2再審の訴えには、対象事件である第1再審の訴えに担当裁判官として関与したことにより民訴法第23条1項第1号によって除斥されるべき裁判官が関与しているから、「法律により判決に関与することができない裁判官が判決に関与した」として、民訴法第338条1項2号の再審事由に該当する。

よって、本件では、この観点からも再審の開始が決定されなくてはならない。

(5) 第一小法廷裁判官及び関与した調査官の除斥及び忌避の申し立て

今回の再審提起に至るまでの一連の経緯をみると、最高裁判所は、当事者が裁判官の除斥または忌避を申し立てない限り、再審の訴えはその対象事件を担当した裁判体に担当させる運用を採用している可能性がある。また、第一小法廷の裁判官が本件の担当を自ら回避（民訴法施行規則12条）することも、同裁判官らは第1再審の訴え及び第2再審の訴えを担当することに何の疑問も覚えなかったようでいずれも簡単な調書決定ですませていることから、期待し難い。

そこで再審原告らは、本件再審の訴えの提起と併せて、第一小法廷の裁判官全員の除斥及び忌避を別途申し立てる（民訴法第23条2項、24条1項）。

また再審原告らは、対象事件の決定に関与した調査官室の調査官ら（氏名不詳）についても、同様に別途、忌避を申し立てる（民訴法第23条2項、24条1項、または・かつ27条）。

3 結論

以上のとおり、再審原告らは、民訴法第338条1項第1号及び2号に基づき、本件について再審開始の決定を求める。

以上

附属書類

再審訴状副本	1通
不服申し立てに係る判決の写し	1通
訴訟委任状	5通
除斥申立書（裁判官）	1通
忌避申立書（裁判官）	1通
忌避申立書（調査官）	1通

以上